特定非営利活動法人行方市スポーツ協会加盟審査基準

特定非営利活動法人行方スポーツ協会(以下「当法人」という)に加盟申請書の提出があった場合は、当 法人入会に関する規程第5条に基づき次の項目について審査する。

1. 団体としての性格

- (1)行方市スポーツ推進計画を基調とし、当法人加盟団体として求められる共通事項を遵守すること。
- (2)年間事業計画、予算、役員、組織などが会員又は構成員によって承認されていること。

2. 組織の構成

- (I) 事務所所在地は、行方市内に有すること。 並びに、行方市を中心とした活動を行っていること。
- (2) 団体の議決機関としての総会若しくは理事会等の諸会議を設置すること。
- (3)団体の運営を監査する監事を | 名以上置くこと。
- (4) 団体には、役員の内、次のいずれかの有資格者を | 名以上有することが望ましい。
 - ① (公財)日本スポーツ協会公認の各種指導者ライセンス
 - ② (公財)日本レクリエーション協会公認の各種指導者ライセンス
 - ③ 茨城県、又は行方市の指導者養成講習会に参加して認定された生涯スポーツ指導者
 - ④ 行方市が任命しているスポーツ推進委員、地区保健推進員、青少年健全育成協議会委員等の団体活動に関係する公的役職員

3. 加盟団体共通の遵守事項

上記 | の(|)に記載された共通事項とは、次のとおりとする。

- (1) 行方市スポーツ推進計画の趣旨を理解し、その推進に寄与する。
- (2) 当法人の主要行事に対して積極的な参画に努める。
 - ① 総会、理事会等の諸会議
 - ② 県内外への選手団派遣、市主催・市スポーツ協会主催の諸事業への参加と協力
- (3) 市民を対象とした大会・教室等を開催していること。又は、開催が可能であること。

4. 加盟団体の審査方法

- (1)入会に関する規程第4条による書類提出を受け、文書審査をするとともに | 年間の活動実態を確認し、毎年3月の理事会において承認審査事項に上程する。この場合、申請団体に関わる質疑に対して応答を求めることがある。
- (2)流派・会派等の相違による単独加盟は認めない。この場合、既存の同種競技団体に加盟するものとする。

附 則 令和3年4月1日より施行する。